

# Press Release

2020年11月27日  
日本公認会計士協会

---

---

## 監査法人及び公認会計士の行政処分について

本日、監査法人大手門会計事務所が、金融庁から公認会計士法に基づく処分を受け、また、業務執行社員であった公認会計士は、同法に基づく懲戒処分を受けました。

今回の事態は、公認会計士監査制度に対する社会の信頼を損ないかねず、極めて遺憾であります。

当協会では、9月16日付けで同監査法人を上場会社監査事務所名簿から抹消しております。同監査法人は、7月以後上場会社監査契約を有しておらず、上場会社の監査を実施しておりません。なお、同監査法人は10月27日をもって解散し、清算法人に移行しております。

以 上